

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

**第五条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(秋田県環境保全センター維持管理基金条例の一部改正)

**第二十六条** 秋田県環境保全センター維持管理基金条例(平成十二年秋田県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(繰替運用)

**第五条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための処分)

**第六条** 知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(秋田県中山間地域等直接支払基金条例の一部改正)

**第二十七条** 秋田県中山間地域等直接支払基金条例(平成十三年秋田県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第五条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(繰替運用)

**第五条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための処分)

**第六条** 知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金

保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

（秋田県緊急雇用創出特別基金条例の一部改正）

**第二十八条** 秋田県緊急雇用創出特別基金条例（平成十三年秋田県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（繰替運用）

**第五条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第九号

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県標準事務関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

### 第十三条 削除

#### 附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に船籍票の交付を受けている現存船に係るこの条例による改正前の秋田県標準事務関係手数料徴収条例第十三条第三号から第八号までに掲げる事務に係る手数料については、当該現存船が新規登録を受ける日又は小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第百二号)附則第二条第一号に定める日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

秋田県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県条例第十号

秋田県税条例等の一部を改正する条例

(秋田県税条例の一部改正)

第一条 秋田県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条の二第一項中「第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等(以下第四項まで)」を「第三十七条の十第三項に規定する株式等(以下この項及び次項において「株式等」という。)の譲渡(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項、次項及び第六項、次条第一項及び第二項並びに附則第十二条の二の三第二項において同じ。)をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第三項及び第四項)に改め、「を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等」を削り、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」を「当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額」に、「この条」を「この項、次項及び第六項並びに次条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「当該株式等に係る譲渡所得等の基因となる株式等の譲渡が租税特別措置法第三十七条の十第二項」を「株式等の譲渡が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして令で定める株式(租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する上場

等の日(以下この項において「上場等の日」という。)において同条第二項に規定する所有期間が三年を超えるものに限る。)の譲渡(上場等の日以後一年以内に行われる譲渡で同項)に、「株式の譲渡」を「証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。」に改め、同条第六項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年十二月三十一日」に、「上場株式等(以下この項において「上場株式等」を「上場特定株式等(以下この項において「上場特定株式等」に、「証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除くものとし、租税特別措置法第三十七条の十第二項」を「同条第二項」に、「当該上場株式等」を「当該上場特定株式等」に、「長期所有上場株式等」を「長期所有上場特定株式等」に改める。

附則第十二条の二の次に次の二条を加える。

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

**第十二条の二の二** 所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等(以下この項及び次項並びに次条第二項において「上場株式等」という。)の譲渡(これに類するものとして令で定めるものを含む。以下この項及び次項、次条第二項並びに附則第十二条の三第四項において同じ。)のうち同法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡(次項の規定の適用を受けるものを除く。)による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同条第八項第二号の規定により読み替えられた第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の一・六に相当する額とする。

**2** 平成十六年度から平成十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合において、当該上場株式等が同条第二項に規定する長期所有上場株式等(以下この項において「長期所有上場株式等」という。)であるときは、当該長期所有上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該長期所有上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令で定めるところにより計算した金額(以下この項及び第四項において「長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、長期所有上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同条第八項第二号の規定により読み替えられた第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の一に相当する額とする。

3 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第三十七条の四の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

4 第二項の規定の適用を受ける長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第二項の規定は、適用しない。  
（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）

第十二条の二の三 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三十七条の四の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第十二条の二第一項後段の規定にかかわらず、令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。）をしたことにより生じた損失の金額として令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第十二条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用がある場合における附則第十二条の二第一項から第七項まで及び前条の規定の適用については、附則第十二条の二第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第十二条の二の三第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、前条第一項及び第二項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、「同条第一項前段」とあるのは「前条第一項前段」とする。

附則第十二条の三第一項中「前条」を「附則第十二条の二」に改め、同条第三項中「前条第一項後段」を「附則第十二条の二第一項後段」に、「前条第一項」を「附則第十二条の二第一項」に改め、同条第四項中「前条第一項」を「附則第十二条の二第一項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 第三項の規定の適用がある場合における附則第十二条の二第二項から第七項まで及び附則第十二条の二の二の規定の適用については、附則第十二条の二第二項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(附則第十二条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、附則第十二条の二の二第二項及び第二項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(附則第十二条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、「同条第一項前段」とあるのは「前条第一項前段」とする。

附則第十二条の三第七項中「前条第二項」を「附則第十二条の二第二項」に、「次条第六項」を「附則第十二条の三第六項」に改め、同条第八項中「同項」を「令で定めるところにより同項」に改める。

(秋田県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第二条** 秋田県税条例の一部を改正する条例(平成十一年秋田県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十四年十二月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の秋田県税条例(以下「新条例」という。)附則第十二条の二の二の規定は、所得割の納税義務者が平成十五年一月一日以後に行う租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第百二十四号)第一条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。以下「改正後の租税特別措置法」という。)第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡のうち同項各号に掲げる上場株式等の譲渡に係る個人の県民税について適用する。

3 新条例附則第十二条の二の三の規定は、所得割の納税義務者が平成十五年一月一日以後に行う改正後の租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡のうち同項各号に掲げる上場株式等の譲渡に係る新条例附則第十二条の二の三第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額について適用する。

秋田県政策等の評価に関する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十一号

## 秋田県政策等の評価に関する条例

## (目的)

**第一条** この条例は、県が行う政策、施策又は事業(以下「政策等」という。)の評価に関し基本的事項を定めることにより、政策等の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策等への適切な反映を図るとともに、政策等の評価に関する情報を公表し、もって成果を重視する行政の推進に資するとともに、県の行政活動について県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

## (定義)

**第二条** この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長及び公営企業管理者をいう。

**2** この条例において「政策」とは、実施機関が、その所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために行う行政活動についての基本的な方針をいう。

**3** この条例において「施策」とは、政策を推進するための個々の具体的な方針をいう。

**4** この条例において「事業」とは、施策に従って実施する個々の方策その他これに類するものをいう。

## (政策等の評価の在り方)

**第三条** 実施機関は、その所掌に係る政策等について、適時に、その効果(当該政策等に基づき実施し、又は実施しようとしている行政活動が県民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。)を把握し、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策等の特性に応じて必要な観点から自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策等に適切に反映させるものとする。

**2** 実施機関は、前項の規定に基づく政策等の効果の把握に当たっては、当該政策等の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的にこれを行わなければならない。

**3** 実施機関は、第一項の規定に基づく評価(以下「政策等の評価」という。)に当たっては、県民の意見を採用するように努めるものとする。  
(基本方針)

**第四条** 知事は、政策等の評価の計画的かつ着実な推進を図るため、他の実施機関と協議して政策等の評価に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

**2** 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の実施計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 政策等の評価の実施に関する基本的な考え方

二 政策等の評価の観点に関する基本的な事項

三 政策等の効果の把握に関する基本的な事項

- 四 事前評価（政策等を決定する前に行う政策等の評価をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項
  - 五 中間評価（政策等を決定した後で政策等が終了する前に行う政策等の評価をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項
  - 六 事後評価（政策等が終了した後に行う政策等の評価をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項
  - 七 政策等の評価の実施の時期に関する基本的な事項
  - 八 政策等の評価の結果の政策等への反映に関する基本的な事項
  - 九 政策等の評価の結果等の公表に関する基本的な事項
  - 十 秋田県政策評価委員会への諮問に関する基本的な事項
  - 十一 その他政策等の評価の実施に関する基本的な事項
  - 3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県政策評価委員会の意見を聴かななければならない。
  - 4 知事は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
- （実施計画）
- 第五条** 実施機関は、基本方針に基づき、当該実施機関の所掌に係る政策等について、毎年度、政策等の評価に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。
- 2 実施計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 政策等の評価の実施に関する考え方
    - 二 政策等の評価の対象に関する事項
    - 三 政策等の評価の観点に関する事項
    - 四 政策等の効果の把握に関する事項
    - 五 事前評価に関する事項
    - 六 中間評価に関する事項
    - 七 事後評価に関する事項
    - 八 政策等の評価の実施の時期に関する事項
    - 九 政策等の評価に係る評価調書に関する事項
    - 十 政策等の評価の結果の政策等への反映に関する事項



- 十一 政策等の評価の結果等の公表に関する事項
- 十二 秋田県政策評価委員会への諮問に関する事項
- 十三 その他政策等の評価の実施に関し必要な事項

3 実施機関は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、実施計画の変更について準用する。

(評価調書)

第六条 実施機関は、政策等の評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した評価調書を作成しなければならない。

- 一 政策等の評価の対象とした政策等の概要
- 二 政策等の評価を実施した時期
- 三 政策等の評価の観点
- 四 政策等の効果の把握の手法及びその結果
- 五 秋田県政策評価委員会の意見
- 六 政策等の評価を行うに当たって使用した資料その他の情報に関する事項
- 七 政策等の評価の結果

2 実施機関は、前項の規定により評価調書を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(政策等の評価の結果の活用)

第七条 知事は、政策等の評価の結果を予算の編成及び県の総合的かつ基本的な計画の作成等に活用するものとする。

(議会への報告)

第八条 実施機関は、毎年度、政策等の評価の実施状況及び政策等の評価の結果の政策等への反映状況に関する報告書を作成し、知事に送付しなければならない。

2 知事は、前項の規定により送付を受けた報告書を取りまとめ、議会に提出するとともに、公表しなければならない。

(相互協力)

第九条 実施機関は、政策等の評価を適切に実施するため、相互に必要な協力をを行うものとする。

(委員会の設置及び所掌事務)

第十条 第四条第三項の規定により、知事の諮問に応じ基本方針に関して調査審議させるため、秋田県政策評価委員会(以下「委員会」という。)を置

く。

2 委員会は、前項の規定による調査審議をするほか、実施機関の諮問に応じ政策等の評価に関する事項を調査審議する。

(委員会の組織及び委員の任期)

第十一条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第十二条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第十三条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第十四条 委員会に、次の各号に掲げる専門委員会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

一 公共事業評価専門委員会 公共事業のうち基本方針で定めるものの評価に関すること。

二 研究評価専門委員会 試験研究開発を実施することを目的とする事業のうち基本方針で定めるものの評価に関すること。

2 委員会に、前項の規定により専門委員会の所掌に属させられた事項(以下「所掌事項」という。)の調査審議をさせるため、専門委員を置く。

3 専門委員は、所掌事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

4 専門委員会に属すべき委員及び専門委員は、十五人以内とし、委員長が指名する。

5 第十一条第三項及び第四項の規定は専門委員について、前二条の規定は専門委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」